

## 鹿 児 島 県 公 報

平成24年10月12日（金）第2846号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）  
定 価 送 料 共 1 箇 月 2 , 6 5 0 円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 規 則

- 鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 2
- 知事等の給与の特例に関する条例施行規則を廃止する規則（※）（人事課取扱い） 2
- 単純な労務に雇用される職員の給与の特例に関する規則を廃止する規則（※）（人事課取扱い） 2

## 告 示

- 保安林の指定予定の通知（森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定の解除予定（森づくり推進課取扱い） 3
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知（森づくり推進課取扱い） 3
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 3
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 4
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）（砂防課取扱い） 5
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（鹿児島地域振興局取扱い） 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（5件）（鹿児島地域振興局取扱い） 6
- （南薩地域振興局取扱い） 7
- （北薩地域振興局取扱い） 7
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（2件）（北薩地域振興局取扱い） 7
- （始良・伊佐地域振興局取扱い） 8
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 8

## 公 告

- 宅地建物取引業者所在の申出の催告（建築課取扱い） 8

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 衆議院鹿児島県第3区選出議員補欠選挙における選挙人名簿登録の期日等（選挙管理委員会取扱い） 9
- 衆議院鹿児島県第3区選出議員補欠選挙におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日（選挙管理委員会取扱い） 9
- 衆議院鹿児島県第3区選出議員補欠選挙における在外選挙人名簿の縦覧の期間（選挙管理委員会取扱い） 9

## 公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 9

## 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程

- 鹿児島県立病院事業職員の給与の特例に関する規程を廃止する等の規程（※）（県立病院課取扱い） 10

規 則

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第60号

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則（昭和35年鹿児島県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員が、条例第4条第1項第2号に規定する作業に従事したとき。

第3条第2項中「防疫等作業に」を「作業又は業務に」に、「290円」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項ただし書中「同項の手当」を「防疫等作業手当」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 条例第4条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる作業又は業務 290円

(2) 条例第4条第1項第2号に掲げる作業 380円（著しく危険であると知事が人事委員会と協議して定める作業にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の規定は、平成24年9月1日から適用する。

知事等の給与の特例に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第61号

知事等の給与の特例に関する条例施行規則を廃止する規則

知事等の給与の特例に関する条例施行規則（平成20年鹿児島県規則第38号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

単純な労務に雇用される職員の給与の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第62号

単純な労務に雇用される職員の給与の特例に関する規則を廃止する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の特例に関する規則（平成20年鹿児島県規則第45号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

告 示

鹿児島県告示第1120号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市青山町字平原野5182番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第1121号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除予定保安林の所在場所

薩摩川内市久見崎町字松ヶ鼻1331番1・1331番3・字上浜1357番26・1357番28（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第1122号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

志布志市松山町新橋字山ノ田1144番1から1144番3まで

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第1123号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
マリンバ調剤薬局加治木店	始良市加治木町新富町106	平成24年 10月1日	精神通院医療
プラス薬局	鹿児島市下伊敷二丁目4番17号	平成24年 10月1日	精神通院医療
ふくろう薬局	始良郡湧水町北方1851-2	平成24年 10月1日	精神通院医療
知覧平和薬局	南九州市知覧町郡17810-3	平成24年 10月1日	精神通院医療

### 鹿児島県告示第1124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年10月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	佐多岬公園線	肝属郡南大隅町佐多馬籠字中島485番4地先から486番8地先まで	前	5.5～35.7	656.2
		肝属郡南大隅町佐多馬籠字枇榔ヶ谷538番3地先から同町佐多馬籠字大久保899番2地先まで	前	7.0～29.5	1,866.6
		肝属郡南大隅町佐多馬籠字中島484番1地先から同町佐多馬籠字奈良之松807番18地先まで	後	6.5～23.6	5,637.0

### 鹿児島県告示第1125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年10月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道	佐多岬公園線	肝属郡南大隅町佐多馬籠字中島484番1地先から同町佐多馬籠字奈良之松807番18地先まで	平成24年 10月12日

## 鹿児島県告示第1126号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区	域
仲仁田地区	次に掲げる標柱の1号から20号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と20号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	阿久根市大川字中井田7863番
	2号	阿久根市大川字中井田7862番
	3号	阿久根市大川字中井田7854番
	4号	阿久根市大川字中井田7849番
	5号	阿久根市大川字中井田7851番
	6号	阿久根市大川字中井田7827番
	7号	阿久根市大川字中井田7782番
	8号	阿久根市大川字中井田7790番
	9号	阿久根市大川字中井田7794番
	10号	阿久根市大川字中井田7749番1
	11号	阿久根市大川字中井田7747番
	12号	阿久根市大川字中井田7758番
	13号 14号	阿久根市大川字中井田7761番
	15号	阿久根市大川字中井田7745番
	16号	阿久根市大川字中井田7742番
	17号	阿久根市大川字中井田7771番
	18号	阿久根市大川字中井田7775番1
	19号	阿久根市大川字中井田7774番1
	20号	阿久根市大川字中井田7864番

## 鹿児島県告示第1127号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区	域
名柄2地区	次に掲げる標柱の1号から7号までを順次直線で結んだ線、同標柱の7号と8号を県道曾津高崎線に沿って結んだ線、同標柱の8号から10号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と10号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域、同標柱の11号から19号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の11号と19号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域（大島郡宇検村大字名柄字津代202番2を除く。）並びに同標柱の20号から25号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の20号と25号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号 10号	大島郡宇検村大字名柄字脇田215番1
	2号 3号	大島郡宇検村大字名柄字平田363番1

4号	5号	大島郡宇検村大字名柄字脇田212番1
6号	11号	大島郡宇検村大字名柄字ヤチ浜208番
7号	8号	大島郡宇検村大字名柄字ヤチ浜211番1
9号		大島郡宇検村大字名柄字脇田214番1
12号		大島郡宇検村大字名柄字ヤチ浜209番
13号	14号	大島郡宇検村大字名柄字津代202番1
15号	20号	大島郡宇検村大字名柄字津代200番
16号		大島郡宇検村大字名柄字津代197番2
17号		大島郡宇検村大字名柄字津代196番2
18号		大島郡宇検村大字名柄字津代205番
19号		大島郡宇検村大字名柄字ヤチ浜207番
21号	22号 23号	大島郡宇検村大字名柄字津代193番1
24号		大島郡宇検村大字名柄字津代197番1
25号		大島郡宇検村大字名柄字津代199番

鹿児島地域振興局告示第62号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成24年10月12日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こどもサポートセンター我路	鹿児島市皆与志町2503番地	社会福祉法人落穂会	鹿児島市皆与志町2503番地	水流 國大	平成24年9月30日	放課後等サービス

鹿児島地域振興局告示第63号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年10月12日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
生活支援センターえがお	鹿児島市桜ヶ丘五丁目16番地9	特定非営利活動法人障害児フォーラムかごしま	鹿児島市小原町1番24号	和田 朋子	平成24年10月1日	児童発達支援・放課後等サービス

鹿児島地域振興局告示第64号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年10月12日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
発達支援センター	鹿児島市犬迫町	社会福祉法人常	鹿児島市犬迫町	久木元 司	平成24年	児童発達

一ひこばえ	5975番地	盤会	5975番地		10月1日	支援
-------	--------	----	--------	--	-------	----

## 鹿児島地域振興局告示第65号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年10月12日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こどもサポートセンター我路	鹿児島市岡之原町1392番地	社会福祉法人落穂会	鹿児島市皆与志町2503番地	水流 國大	平成24年10月1日	児童発達支援・放課後等サービス・保育所等訪問支援

## 南薩地域振興局告示第30号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年10月12日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
指宿市子ども発達支援センターさつき園	指宿市開闢十町2764番地	指宿市	指宿市十町2424番地	豊留 悦男	平成24年10月1日	児童発達支援

## 北薩地域振興局告示第38号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年10月12日

北薩地域振興局長 前田哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害児学童保育所ばる	薩摩川内市中郷町4708-1サポートゾーンサニールサイド内	社会福祉法人表の芽福社会	鹿児島市川上町680番3	清原 浩	平成24年10月1日	放課後等サービス

## 北薩地域振興局告示第39号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年10月12日

北薩地域振興局長 前田哲志

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人阿久根市社会福祉協議会指定行動援護事業所	阿久根市鶴見町167番地	社会福祉法人阿久根市社会福祉協議会	阿久根市鶴見町167番地	跡上 岩市	平成24年9月30日	行動援護

## 始良・伊佐地域振興局告示第45号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年10月12日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
霧島市社会福祉協議会横川居宅介護事業所	霧島市横川町中ノ254番地1	社会福祉法人霧島市社会福祉協議会	霧島市国分中央三丁目33番10号	松枝洋一郎	平成24年8月31日	重度訪問介護

## 始良・伊佐地域振興局告示第46号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年10月12日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事 業 所		申 請 者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ナナール未来	霧島市隼人町見次560番地3	株式会社M&A JAPAN	大阪市天王寺区大道二丁目12番7-403号	太田 直希	平成24年10月1日	短期入所

## 公 告

## 宅地建物取引業者所在の申出の催告

次の宅地建物取引業者については、その所在を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、その所在を鹿児島県知事に申し出るよう宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

商 号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許年月日	免許証番号
有限会社サンライトホーム	日高 義輝	鹿児島市松原町9番5号	平成19年11月14日	鹿児島県知事（3）第4511号

## 選挙管理委員会告示



**鹿児島県選挙管理委員会告示第43号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により、平成24年10月28日執行の衆議院鹿児島県第3区選出議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間を次のとおり定めた。

平成24年10月12日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 1 被登録資格の決定の基準となる日  
平成24年10月15日  
ただし、年齢については同月28日
- 2 登録を行う日  
平成24年10月15日
- 3 縦覧に供する期間  
平成24年10月16日

**鹿児島県選挙管理委員会告示第44号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成24年10月28日執行の衆議院鹿児島県第3区選出議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同月16日からと定めた。

平成24年10月12日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

**鹿児島県選挙管理委員会告示第45号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、平成24年10月28日執行の衆議院鹿児島県第3区選出議員補欠選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間は、同月16日と定めた。

平成24年10月12日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

---

**公安委員会規則**

---

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月12日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

**鹿児島県公安委員会規則第16号**

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（昭和59年鹿児島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を次のように改める。

（東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当の特例）

- 3 条例附則第3項の公安委員会が人事委員会と協議して定めるものは、次に掲げる区域とする。
  - (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内
  - (2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「法」という。）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域（前号に掲げる区域を除く。）
  - (3) 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域（前2号に掲げる区域を除く。）
  - (4) 本部長指示により、法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域（前3号に掲げる区域

及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）

- (5) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域（前各号に掲げる区域及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）
- 4 前項に規定する区域において行う作業に係る災害応急作業等手当の額は、その作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号の区域において行う作業のうち第3号に掲げる作業以外の作業であつて、故障した設備等を現場において確認する作業 20,000円
- (2) 前項第1号の区域において行う作業のうち前号及び次号に掲げる作業以外の作業 13,300円
- (3) 前項第1号の区域において行う作業のうち免震重要棟内において行う作業 3,300円
- (4) 前項第2号の区域において行う作業のうち屋外において行う作業 6,600円
- (5) 前項第2号の区域において行う作業のうち屋内において行う作業 1,330円
- (6) 前項第3号の区域において行う作業のうち屋外において行う作業 3,300円
- (7) 前項第3号の区域において行う作業のうち屋内において行う作業 660円
- (8) 前項第4号の区域において行う作業のうち屋外において行う作業 6,600円
- (9) 前項第4号の区域において行う作業のうち屋内において行う作業 1,330円
- (10) 前項第5号の区域において行う作業のうち屋外において行う作業 5,000円
- (11) 前項第5号の区域において行う作業のうち屋内において行う作業 1,000円

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項中「第3項第2号ア、第3号ア又は第4号」を「第4項第4号、第6号、第8号又は第10号」に、「第3項」を「第4項」に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項中「第3項各号」を「第4項各号」に、「あつては」を「あつては」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

- 5 条例附則第5項の心身に著しい負担を与える作業として公安委員会が人事委員会と協議して定める作業は、附則第3項第1号の区域において行う作業のうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所1号機から4号機までの原子炉建屋内において行う作業とし、当該作業に係る災害応急作業等手当の額は、前項第1号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の規定は、平成24年9月1日から適用する。

## 県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員の給与の特例に関する規程を廃止する等の規程を次のように定める。  
平成24年10月12日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

### 鹿児島県立病院局企業管理規程第6号

鹿児島県立病院事業職員の給与の特例に関する規程を廃止する等の規程

(鹿児島県立病院事業職員の給与の特例に関する規程の廃止)

第1条 鹿児島県立病院事業職員の給与の特例に関する規程（平成20年鹿児島県立病院局企業管理規程第6号）は、廃止する。

(鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1号中「100分の8」を「100分の6」に改め、同条第2号中「100分の10」を「100分の8」に改め、同条第3号中「100分の5」を「100分の3」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成24年10月12日から施行し、第1条の規定及び第2条の規定による改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の規定は、同月1日から適用する。